

大會抄錄

九品官人法成立の再検討

佐藤達郎

既に議論の出盡くした観のあるこの問題で今まで意外に粗略に論じられることの多かったのは、漢代の人事制度との関係である。從來、後漢以來の制度を十分に認識せぬままに、ともすれば九品官人法成立の劃期性のみが論じられがちであつたように思われる。

漢代の人事制度が十分に明らかにされてこなかつた一因は、從來の研究が専ら察舉制度に集中してきたためであらう。更にその理由を尋ねれば、それは第一には史料上の限界、第二には研究の關心が特に官僚の出身の部分に集まつてきたことによると思われる。この第二の要因は、成立初期の九品官人法の性格の理解にも一定のバイアスをかけてきた。即ち郷品と起家の制に多くの研究者の關心が集中し、宮崎市定氏以後その官僚人事の制度としての側面に注目されることが比較的少なかつたのではないか。出土史料の増加も手傳い漢代人事制度の研究の進展しつつある今日、我々は改めて漢代の制度と後代のそれとの連續、斷絶兩面を把握し直した上で、九品官人法の成立の意義を評價する必要がある。

報告者は先に後漢における「選舉」の内實を検討し、後漢後期には後代のような尙書による銓選の體制が既に形成されていたことを指摘した。このような後漢以來の尙書による銓選の制度の存在、そ

れ以後の時代との連續性を踏まえた上で、改めて九品官制の成立と中正の創設の持つ意味を考えてみたい。

西晉貴族制の性格に關する一考察

——王沈『釋時論』を手掛りに——

福原啓郎

西晉の王沈が著した『釋時論』は、兩漢から魏晉にかけて流行した設論という文學ジャンルの承譜からの影響が色濃い、對話形式の出處論であり、魯褒の『錢神論』と並んで時弊を指彈する警世の書として知られ、それ故に魏晉時代の貴族制の性格、さらには六朝貴族制の本質をさぐるための格好の素材であると思われる。

『釋時論』は、「公門有公、卿門有卿」と表現するように出自が貴賤の身分を決定し、その結果、多くの人士が「奔集勢門、求官買職」と狂奔する、と矛盾的に論ずる。この門閥主義の風潮と獵官運動の猖獗の連動に對する認識は、同じく西晉の劉毅の九品八損の上疏の「上品無寒門、下品無勢族」の一節が結論となる議論の認識と符合するのであり、權門勢家を中心に獵官運動が繰り廣げられるという「熱」い様相から、西晉の貴族制が過渡的な段階にあることを示す。

門閥主義と獵官運動の因果關係の矛盾を解く鍵は、『釋時論』中の兩者を結ぶ位置に、「空冀者以泓曾爲雅量」以下、執拗に「虛譽」の評語が列擧されている點である。そこに「寒素」である著者